

女性活躍推進法に基づく行動計画

地方独立行政法人長野県立病院機構において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条に基づき、次のとおり行動計画を策定、実施します。

第 1 目的

行動計画の策定・実施を通じ、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とします。

第 2 計画期間

平成 28 年 8 月 9 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とします。

第 3 当機構の課題

- (1) 男女の平均勤続年数の差異がある。
- (2) H27 就業条件総合調査結果（厚生労働省発表）によると年次休暇の取得率が医療・介護業界で 50.8%であるが、当機構においては、38.0%と下回っている。

第 4 目標

- (1) 男女の平均勤続年数を同水準とします。
- (2) 有給休暇取得率を 40%以上とします。
- (3) 職員が継続して働きやすい職場環境づくりに努めます。

第 5 取組内容・実施時期

- (1) 産前産後休暇及び育児休業中の職員に e-ラーニング受講の機会を提供し、出産を理由とした退職の防止と、職場復帰しやすい環境の整備を図ります。
(平成 28 年 4 月～)
- (2) 「夏のスタイル変革」等の時差勤務制度の導入を検討・実施し、ワークライフバランスの実現や時間外勤務の縮減等を図ります。
(平成 28 年 8 月～)
- (3) 院内保育所をもつ病院においては、職員が利用しやすいよう保育所の充実を図ります。
- (4) その他、時間外勤務の適正な運用に努めるとともに、「リフレッシュ年休」を毎年通知するなどし、年次有給休暇の計画的な取得を促進します。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

地方独立行政法人長野県立病院機構

①採用した労働者に占める 女性労働者の割合 (%)	②男女の平均継続勤務年数		③労働者に占める女 性労働者の割合 (%)	④年次有給休暇取得率 (%)
	男性	女性		
64.8%	8.4	9.0	80.2%	38.0%

※対象職員：正規職員

※データの時点：①平成28年4月1日入職、②③④平成27年度